

令和6年11月1日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和6年9月30日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁判所長官にはセキュリティーポリスを付けることになっていることが分かる文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、9月4日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所長官に付く「セキュリティーポリス」とは、最高裁判所長官の警護に従事する警察官を指すものと考えられるところ、警察官による警護の対象者については、最高裁判所において定めるものではないことから、本件開示申出に係る文書は作成していない。

(2) なお、苦情申出人は、比較法雑誌第55巻第4号（2022）掲載の講演の内容から本件開示申出文書は存在するといえる旨主張するが、当該講演では講演者が単に最高裁判所長官にセキュリティーポリスが付くという事実を述べているに過ぎないのであって、最高裁判所に本件開示申出文書が存在することを

示唆するものではない。念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

(3) よって、原判断は相当である。